二　欧州、北米及びオーストラリアからの外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

5　欧米豪市場推進室に、室長を置く。

6　外客受入推進官は、外国人観光旅客の受入環境の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7　外客誘致推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国人観光旅客の来訪の促進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（観光戦略課並びにアジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに外客受入推進官及び相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

二　外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興に関する特定事項に関すること（観光地域振興部並びにアジア市場推進室及び欧米豪市場推進室並びに相互交流促進官の所掌に属するものを除く。）。

8　MICE連携推進官は、地方公共団体その他の関係者との連携による会議、討論会、講習会、展覧会その他これらに類する集会であって海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催しの誘致に関する企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

9　相互交流促進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海外旅行の促進に関する企画及び立案に関すること。

二　外国人観光旅客の来訪の促進に資する情報の外国人観光旅客に対する提供に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

三　国際観光課の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に関すること。

（削る）

（広域連携推進室並びに観光地経営推進官、地域競争力強化推進官及び先進技術活用推進官）

第五条　観光地域振興課に、広域連携推進室並びに地域競争力強化推進官、観光地経営推進官及び先進技術活用推進官それぞれ一人を置く。

2　広域連携推進室は、地域間の広域的な連携による観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（観光地経営推進官、地域競争力強化推進官及び先進技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　広域連携推進室に、室長を置く。

4　観光地経営推進官は、観光地及び観光施設の経営に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（先進技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　地域競争力強化推進官は、観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する事務のうち、地域の競争力を強化するための国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（観光地経営推進官及び先進技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　先進技術活用推進官は、観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する事務のうち、先進技術の活用に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

4　外客受入推進官は、外国人観光旅客の受入環境の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

5　コンベンション振興指導官は、コンベンションの誘致に関する情報の収集及び提供その他コンベンションの振興に関する調査及び指導に関する事務をつかさどる。

6　海外旅行促進官は、海外旅行の促進に関する企画及び立案並びにこれに関連する国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7　観光渉外官は、命を受けて、国際観光課の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に関する事務（海外旅行促進官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（地域競争力強化支援室及び観光地経営推進官）

第五条　観光地域振興課に、地域競争力強化支援室及び観光地経営推進官一人を置く。

2　地域競争力強化支援室は、観光地及び観光施設の改善並びに地域の振興に資する観光の振興に関する事務のうち、地域の競争力を強化するための国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に資する取組みに対する支援に関する事務（観光地経営推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地域競争力強化支援室に、室長を置く。

4　観光地経営推進官は、観光地及び観光施設の経営に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）